

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づいた緊急事態宣言に伴う 市内公立幼稚園・小中学校の臨時休業等について

新型コロナウイルス感染症の対策については、国内において感染が拡大し、令和2年4月7日に国から緊急事態宣言が出されました。この緊急事態宣言を受け、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、埼玉県教育委員会から各市町村教育委員会教育長に対し必要な措置を講じるよう要請がありました。＊抜粋参照

つきましては、本市では4月13日（月）以降の市内公立小・中学校の再開を予定しておりましたが、本市における徹底した感染拡大防止対策を講じていくため、下記のとおり市内公立幼稚園・小中学校の臨時休業等を行います。

＊埼玉県教育委員会教育長からの臨時休業の要請

- 貴所管の市町村立幼稚園・小中学校等において、春季休業の終了日の翌日から引き続き、令和2年5月6日（水）まで臨時休業とする。
- 休業期間中に児童生徒等が不要不急の外出をすることのないよう指導するとともに、保護者に協力を求める。

記

1 臨時休業の期間について

4月13日（月）～5月6日（水）

※5月7日（木）から公立幼稚園・小中学校を再開します。

2 入学（園）式等について

入学（園）式、始業式は実施しません。

3 子どもの預かりについて

子ども達の命を守ることを最優先に考え、基本的には家庭で子ども達が過ごすようお願いします。

ただし、特別な理由で子どもが家で過ごすことができない場合のみ、学校（幼稚園）で預かります。

4 登校（園）日について

（１）新担任との顔合わせや健康観察に加え、小中学校等においては、児童生徒の学習状況の確認、補習の実施、生徒指導を適切に行う観点から、登校（園）日を必要最小限で設定します。

（２）登校（園）日は、学年や学級単位、あるいは地区単位とするなど、分散登校（園）となるようにします。特に、幼児や低学年児童の安全確保が図られるようにします。

5 臨時休業中の生活について

(1) 行動自粛について

感染予防のため、改めて、児童生徒だけでなく、家族を含めて不要不急な外出を控えるよう強くお願いします。

(2) 毎朝の健康観察について

児童生徒だけでなく、家族全員で毎朝の検温と風邪症状等の確認をしていただくよう保護者をお願いします。なお、臨時休業中、体調の変化があった場合、幼稚園、学校に必ず報告していただくようお願いします。

(3) 児童生徒の健康状態の確認について

担任から定期的に電話連絡をし、児童生徒の健康状態を確認します。また、必要に応じて家庭訪問を行います。

(4) 家庭学習について

登校日や家庭訪問の際に学習用のプリントを渡すなど、家庭学習ができるようにします。

(5) 部活動について

部活動については実施しません。

(6) その他

①放課後児童クラブから要請があった場合、感染拡大予防策を行ったうえで、校庭、体育館の使用を許可します。その際、必要に応じて学校職員が応援に入ることができるようにします。

②児童生徒が運動する目的で校庭に来た場合、校庭を使用させます。

6 児童生徒の心のケア等に関すること

(1) 自宅で過ごす児童生徒の中には心理的なストレスを抱えている者もいると考えられます。電話連絡や家庭訪問等により、児童生徒の心の状況の的確な把握に努め、学級担任や養護教諭、スクールカウンセラー等により、組織的に対応できるようにします。また、学校や教育センターにいつでも相談できるよう、電話番号等を児童生徒に伝えます。

(2) 感染者を特定しようとすることや、SNS 等で誤った情報を発信することは、偏見や差別につながり、断じて許されないものです。児童生徒に対し、そのような行為を絶対にしないよう指導します。